

県内各業種の団体の長 様

埼玉県知事 大 野 元 裕 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する彩の国「新しい生活様式」
安心宣言の作成について (依頼)

埼玉県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施につきましては、県民の皆様、そして、事業者の皆様に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月7日に緊急事態措置の延長を決定したところですが、今後の措置の解除に向けて、政府の基本的対処方針において、全ての住民、事業者に感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着する必要があることが示されています。特に、事業者については、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成し、自主的な感染防止のための取組を進めることとされています。

県といたしましては、業種別に団体等のガイドラインを「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」(以下「安心宣言」という。)として自主的に作成していただき、その宣言に基づく対策を講じていただくとともに、業種別宣言を求められている施設・事業については、行政、経済団体・情報関連団体、労働団体、医療団体等で構成される「彩の国『新しい生活様式』評議会(仮称)」が業種別の団体等の安心宣言を確認する仕組みを創設することとしました。

これによって、感染拡大の防止と社会経済活動の両立が図られるとともに、県民の皆様が安心して生活できるようになると考えています(別添1参照)。

つきましては、下記のとおり、安心宣言の作成と宣言に基づく対策の実施をお願いいたします。

記

1 安心宣言の作成分類等について

安心宣言の作成については、現在の自粛要請の状況等に応じて次のように分類してあります(詳しくは別添2参照)。それぞれの分類に応じて、安心宣言を作成してください。

また、作成に当たっては「安心宣言作成上の留意事項」(別添3)を御確認ください。

(1) 区分A：業種別宣言を求められていない施設・事業

- ・感染リスクの低く、事業の継続を要請されている施設・事業
- ・感染リスクが低く、自粛を要請されていない・施設・事業
- ・感染リスクのやや高い施設のうち、事業継続を要請し、飲食サービスを伴わないもの

「安心宣言作成に向けた基本的な方針」(別添4-1)及び「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」(別添4-2)を踏まえ、安心宣言を作成してください。

(2) 区分B：業種別宣言を求められている施設・事業

- ・感染リスクのやや高い施設のうち、事業継続を要請し、飲食サービスを伴うもの（その場で飲食を提供する場合を含む）
- ・感染リスクのやや高い施設のうち、事業継続・自粛を要請していないもの

区分C：業種別宣言を求められている施設・事業

- ・現在自粛調整中の11条規制対象施設・事業のうち、クラスター等が発生していないもの

「安心宣言作成に向けた基本的な策定方針」(別添4-1)及び「業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言作成に向けた留意事項」(別添4-3)を踏まえて安心宣言を作成し、「彩の国『新しい生活様式』評議会(仮称)」に提出するようにしてください。同評議会において内容を確認し、認定証を交付します。

(3) 区分D：国により特に留意すべきとされた施設・事業

当面、安心宣言の作成対象とはなりません。

なお、区分A～Dのリスクの高低に応じ、緊急事態宣言の有無にかかわらず自粛要請については5月末の県内の医療及び陽性者の状況等に基づき判断します。

2 提出期間(区分B及びCの施設・事業)

令和2年5月18日(月)から5月22日(金)まで

3 提出先

彩の国「新しい生活様式」安心宣言受付窓口

電子メールアドレス：a3900-06@pref.saitama.lg.jp

電子メール本文に団体名、代表者名、担当者名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載し、作成した安心宣言を添付ファイルにしてお送りください。

メールの件名は【団体名・彩の国「新しい生活様式」安心宣言】としてください。

4 問合せ先

埼玉県緊急事態措置相談センター

電話番号：048-830-8141

受付時間：9:00～18:00

〈参考資料〉

1 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」抜粋

(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更))

2 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」抜粋(2020年5月4日)

3 「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」抜粋(令和2年5月4日)